

関東森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成24年2月10日)

開催日及び場所		平成23年12月16日(金) 関東森林管理局 4階中会議室		
委員		淵上勇次郎(委員長・高崎商科大学学長) 石井彰慈(高崎商科大学教授) 高田敏明(弁護士) 松岡 正(群馬県立農林大学校教授)		
審議対象期間		平成23年7月1日～9月30日		
審議対象案件		285件	うち、1者応札案件 44件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 11件	
抽出案件		114件 (抽出率 40.0%)	うち、1者応札案件 18件 (抽出率 41.9%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 4件 (抽出率 36.4%)	
抽出案件内訳	工事	一般競争	29件	うち 1者応札 4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
	随意契約	1件		
	業務	一般競争	22件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
	その他の随意契約		10件	
	物品・役務等	一般競争	47件	うち、1者応札案件 14件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 3件
		指名競争	該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)	該当なし	
随意契約(その他)		5件		
(特記事項)				
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等	
	1 前回の委員会での質問事項 (1) 工事内訳書で一般管理費がかなり低い案件があるが、工事の安全上等に問題はないのか。 (2) 事前に提出される工事費内訳書の金額より入札時に金額を下げて応札した者が落札している案件があるが問題はないのか。 2 指名停止等一覧表の説明で、公職選挙法違反で起訴されたという例があったが、選挙違反と公共事業とは関係ないように思うがどこまでが指名停止の対象になるのか。		1 回答 (1) 署を通じて業者に聞き取りをしたところ、経費節約に努めており、安全管理も十分に行い事故のないよう努力している。工事の品質についても現場管理を適切に行い、品質の低下はないとのことであった。 (2) 当局においては、工事内訳書と応札価格は必ずしも一致しなくても良いという取扱いをしてきたことから、一部の署では金額の相違が見られた。署を通じて業者に聞き取りをしたところ、工事内訳書の金額は、標準的な仕様書や設計図書等により事前に見積もった一応の金額であり、入札直前まで積算の精査をすることもあるため、実際の入札金額と工事内訳書の金額が違う結果になることもあるということであった。 平成24年1月1日以降、工事内訳書の金額と入札金額を一致させるよう、統一的な扱いをする。 2 起訴されたためである。 指名停止については、例えばある機関で指名停止になると公表されるので、それを受けて順次指名停止にするという現状にある。調べてお答えする。	

	<p>3 工事費内訳書の提出は、談合防止のためにスタートしたもので、自分の入れた札の金額を説明しろというものではないのか。一致させるのは当たり前で、これからというのは、本当はおかしな話ではないか。</p> <p>4 昨年の同時期の案件と比べると、治山、林道の工事で申込者数、応札者数がかなり減少しているように感じた。低入札も減少している。その原因が解ったら教えてほしい。</p> <p>5 航空実播工の低入札案件について、昨年も違う案件で同じ業者が落札し、低入札になっている。恒常的に安いというのは、設計の基準等が低いということは考えられるのか。</p> <p>6 林業専用道の考え方は、林道の先に林業専用道をつけて、その先に作業道がつくということではないか。</p> <p>7 治山工事の排土工で、工事費内訳書の比率において、かなり大きな乖離が発生している。その理由を伺いたい。 また、林道工事でも、工種によって積算の比率が異常に高いものがある。積算において、通常とかけ離れたものについては、理由を調べた方がよいのではないか。</p> <p>8 造林事業、生産事業において、以前、県外からの業者の参入があり、かなり落札率が下がったというのがあったが、今回、県外からの参入がなく県内だけの参入でも低い落札率だったというのは、何か理由があるのか。</p> <p>9 造林請負事業の下刈りについて、今回も1者入札、不落が多く、落札率が高い。作業は時期的なものもあり難しいと思うが、何か組み合わせる等工夫ができないか。</p> <p>10 継続案件と地域的なものが実質競争者1者のネックになっている。推移をみながら一つの地域についてケーススタディしていかないとずっと同じことが続くのではないか。</p> <p>入札制度の建前があっても一般競争が原則になったが、どうしてもできないところはあると思うので振り分けが必要である。極端なことをいえば、指名競争入札、随意契約でも良いと思う。 建前だけで形式的にやっていると無理があることから、制度改正も必要かと思う。それには、前段階として実態がこうだから制度がおかしいよとして直していかないとというのがある。現場が悩んでしまうのではないかと。業者数が少ないところなど特定できて、それらの絞込みをして何か対策をすることが必要と考える。</p> <p>11 中越では、地震の後の発注では、件数も多く参入業者も多くなったが、今後、福島地区の工事の発注はでてるのか。</p> <p>12 委員会の進め方について、関東局の場合は、案件が多すぎて2時間の会議では、審議できないのではないかと。2時間での確かな議論ができるような資料の整備とやり方を工夫願いたい。</p>	<p>3 工事費内訳書の提出については、導入の経緯もあり、工事費内訳書の金額と入札価格を一致させる等について明文化して指導していなかったことから、工事費内訳書が標準的な積算をあげるもの等の解釈をしている地域もあったと考える。 ご指摘を踏まえて平成24年1月1日以降は、工事費内訳書の金額と入札価格を一致させることを義務づけることとした。</p> <p>4 この1年で予算の配分等は変わっていないことから、入札に参加しようとする事業を絞り込んできているものと考えられる。 福島県を中心に建設、土木事業の需要が多くなり、森林管理署の事業よりも魅力があったと考える。低入札の減少については、全国的に資材が高騰してきていると考える。</p> <p>5 航空実播工は比較的低入札になっている傾向は見られる。受注先が大手の場合が多く、大手同士の競争の結果と考える。</p> <p>6 そうである。 今までは林道と同じ規格の継続的作業道があったが、格上げになり林業専用道になった。車道幅員等の規格については小さくなった。木材を搬出するための林業専用車両が走行するのが森林作業道となる。</p> <p>7 排土工については、技能の優れた業者にとっては、効率的に作業をこなせる工種で、利益も出やすい工種といわれている。 入札が終了してからになるが、調べるようにしたい。</p> <p>8 震災の絡みが強いと思うが、事業発注が遅れていたことにより、山の仕事の発注がなかったことから、競争力が働いたものと考えられる。</p> <p>9 下刈事業については、重労働であり、適期というものもあり、なかなか組み合わせというのは難しいと考える。</p> <p>10 業者がいなくて応札者を増やすとなると、アクセスや条件等を良くするしかないと思うが、業者がいても入ってこないところでは、認知がなかなかされていないというのもある。署等から働きかけ等のPRをすればと思うが、今はその働きかけが厳しくなっている。</p> <p>11 林野庁の工事だけでなく、大型の工事、他省庁のものも出てくると考える。当局は、海岸林の復旧事業を発注することになる。 また、除染関係も出てくる。</p> <p>12 林野庁の事業は、単価的にも小さいものが多く、局は非常に多くの件数を抱えている状況にある。会議の運営については、本庁の指示に基づいて進めているので、今後の運営の仕方については、本庁とも相談して検討したい。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

関東森林管理局入札監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成23年12月16日(金) 関東森林管理局4階中会議室			
委員	淵上勇次郎(委員長・高崎商科大学学長) 石井彰慈(高崎商科大学教授) 高田敏明(弁護士) 松岡 正(群馬県立農林大学校教授)			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	H . .			H . .
	内容等 該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				